

第 1 回 肱川流域委員会会議録

日 時 平成15年10月31日（金）14:07～15:50

場 所 リジエール大洲 2F クリスタル中ホール

第1回 肱川流域委員会 (議事録)

① 開 会

○司会 開始時刻が多少遅れましたが、ただ今から第1回肱川流域委員会を開催したいと思います。

まず、委員会に先立ちまして、傍聴者の皆様にお願いがございます。多少こちらの不手際もあったかもしれませんが、傍聴の方は110名ということで限らせて頂きましたので、その辺ご了承願います。

それと、傍聴者の方々に、入口で事務局からのお願いということでお配りさせて頂いております。今回の傍聴は、この委員会の議事進行を聞いて頂くということですので、途中でいろんな発言、拍手などはやめて頂きたいとお願い申し上げます。もしそれを守って頂けない場合は、退室して頂くこともありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、申し訳ございません、マスコミの方にもお願いがございますが、今私が立っております事務局の列がありまして、原則的にはこの列より前には出ないようにしてください。ニュースの冒頭のあいさつ等の撮影が必要であれば、短時間のみこの列より前方で撮影して頂いても構いませんが、原則としてこの事務局の列より後ろの方からの撮影をよろしくお願い申し上げます。

また、皆さん携帯電話をお持ちの方がいらっしゃると思いますが、申し訳ございませんが、マナーモードもしくは電源をお切り頂くようご協力お願い申し上げます。

では、ただ今から、流域委員会の議事次第に移りたいと思います。

申し遅れましたが、私、本日の司会進行を努めさせて頂きます四国地方整備局河川計画課長の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

以後、座ってご説明させて頂きます。

まず、委員の方々のお手元にある資料の確認をさせて頂きます。資料の方を出して頂けますでしょうか。

配付資料の確認

○司会 まず1枚目、第1回肱川流域委員会の議事次第。続きまして資料-1、肱川流域委

員会設立主旨。資料－2、肱川流域委員会規約（案）。資料－3、肱川流域委員会の情報公開について（案）。資料－4、肱川の安全の確保と清流の復活を目指して再構築計画案。資料－5、肱川水系河川整備基本方針。資料－6、肱川水系の特徴と課題。資料－7、肱川整備の考え方（整備計画の骨子）。最後にニュースレターという緑色の冊子がついているかと思います。資料－1から資料－7、ニュースレターの方ございますでしょうか。ないようでしたら事務局の方で再度お配りいたします。

はい、資料の方そろっているようですので、議事次第に沿って進行させていただきます。

② あいさつ

四国地方整備局河川部長

愛媛県土木部河川港湾局長

○司会 続きます、では次第の3番、肱川流域委員会の設置者であります四国地方整備局と愛媛県を代表してごあいさつ申し上げます。

まず初めに、四国地方整備局河川部長〇〇よりごあいさつ申し上げます。

○四国地方整備局河川部長 ただ今ご紹介頂きました国土交通省四国地方整備局河川部長を務めております〇〇でございます。

本来でございますれば、本委員会の共同主催者である四国地方整備局長及び愛媛県知事がごあいさつすべきところでございますが、所用がございましてやむを得ず、私の方からごあいさつさせていただきますと思います。

本日は、委員の皆様におかれましては大変お忙しいところ、このように大多数の委員の方々にお集まり頂きまして、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

（傍聴席より発言する者あり）

肱川につきましては、既に皆様ご承知のとおり、大変治水の難しい問題がございます。これは流域の地形的な特徴に大きく依存するところがございますけれども、その特徴から整備が極めて遅れておりまして、四国管内におきましても、最も整備が遅れている河川と言えるかと思います。このような河川につきましては、どのようにしていったらよろしいのかということを経年月にわたりまして、ご検討を頂いているところでございます。

（傍聴席より発言する者あり）

○司会 申し訳ないですが、傍聴者へのお願いというものを配らせて頂いていますので、本日は110名、できる限りの席を用意させて頂きました。これが精一杯の措置です。事前に記者発表と、新聞等にも案内させて頂いておりますので、その辺はご了解頂き、110名の以外の方はご退出願いたいと思います。よろしく申し上げます。

(傍聴席より発言する者あり)

○四国地方整備局河川部長(続き) 肱川につきましては、平成13年5月に肱川の治水・利水環境の諸課題を解消することを最優先といたしまして「肱川の治水利水計画の見直し案」を提示いたしましたところでございます。以来、概ね2年の間に流域の皆様とさまざまな議論を重ねてまいりました。

(傍聴席より発言する者あり)

その結果、平成14年7月に安全・安心の確保、清流の復活を目標とする再構築計画案として整理がなされたところでございます。

この再構築計画案は、関係議会での賛成議決を頂くなど、肱川の整備の今後の方向について流域で合意を頂いたものと考えているところでございます。去る10月2日、社会資本整備審議会河川分科会が開催されまして、肱川水系河川整備基本方針案が国土交通大臣により決定されたところでございます。

四国地方整備局及び愛媛県では、これを受けまして、今後20年ないし30年の間に整備する具体的な内容を定める河川整備事業を策定することとしたところでございます。

河川整備計画の策定に当たりましては、河川法第16条の2第3項で学識経験者の意見をお聞きする、あわせて、河川法第16条の2第4項に公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるということにしており、関係住民の意見を聞くこととされているところでございます。

本委員会は、この中の第3項、河川に関する学識経験者の方のご意見をお聞きする場として設置させて頂きまして、委員のご審議をお願いしたところでございます。第4項に関しての関係住民のご意見につきましては、後日説明会や公聴会を通じまして意見をお聞きしまして、その結果を集約いたしましてこの委員会にもご報告させて頂きたいと思っております。

第5項に関しては、それらの意見を整理した整備計画の原案を作成いたしまして、関係手続を進めていくということにさせて頂きたいと思っております。

委員の皆様から頂いたご意見、また関係住民の方から頂いたご意見は最大限尊重し、よりよい整備計画策定の一助としたいと考えているところでございます。

従いまして、今後のご審議を通じまして忌憚のないご意見をお聞かせ頂きますようお願い申し上げます、冒頭のあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

再度お願いがございます。やはりこの委員会の議事進行に支障のある場合は、退室して頂くというお願いのとおり、そのような姿勢をとらして頂くこともありますので、できればお静かに審議を聞いて頂きたいと思っております。ここで守って頂けない場合には、第2回以降の審議の公開・非公開についても問題が出てきますので、お静かに審議を聞いて頂きた

いと思います。

(傍聴席より発言する者あり)

○司会 審議を妨害する方は退室させていただきますが、よろしいでしょうか。

(傍聴席より発言する者あり)

○司会 審議を妨害する方は退室願います。

(傍聴席より発言する者あり) (拍手)

○司会 退室願います。

(傍聴席より発言する者あり)

○司会 退室をお願いします。

(傍聴席より発言する者あり)

(制止中の職員転倒する)

○司会 すみません、傍聴者の方静かにお願いします。

(傍聴席より発言する者あり)

○司会 再度お願いがございます。傍聴者の方お静かにしてください。

(傍聴席より発言する者あり)

○司会 委員会の審議を妨害する方は退室してください。

(傍聴席より発言する者あり)

○司会 今後私語等をされる方は、退室して頂きますので、よろしく願いいたします。

(傍聴席より発言する者あり)

○司会 私語される方は退室をお願いします。

(傍聴席より発言する者あり)

○司会 出て行ってもらえますでしょうか。

(傍聴席より発言する者あり)

○司会 すみません、私語される方は出て行ってください。

ではすみません、審議の方を進行させていただきます。

続きまして、愛媛県河川港湾局長の〇〇よりごあいさつ申し上げます。

○愛媛県河川港湾局長 ご紹介頂きました愛媛県土木部河川港湾局長の〇〇でございます。

委員の皆様方には、ご多忙にもかかわらず、肱川流域委員会の委員にご就任を頂きまして、ありがとうございます。

皆様ご案内のとおり、肱川流域は、昔からたびたび洪水が発生しております。特に平成7年7月の梅雨前線豪雨では、15年に一度の大洪水が発生いたしまして、県管理区間におきましても、肱川の菅田地区で約350戸、また久米川流域では200戸の家屋等が浸水するなど甚大な被害を受けております。

県といたしましても、この大洲、長浜地域の治水対策は、安全・安心の県土づくりには欠かせない最重要課題の一つでございます。早期にこれらの浸水被害の軽減を図るために

は、委員の皆様方の専門的なご意見や、地域住民の方々のご意見を踏まえた河川整備計画を一日も早く策定し、具体的な河川改修工事を促進することが重要であると考えております。委員の皆様方には、忌憚のないご意見を頂きますようお願いいたします。

どうかよろしく願いをいたします。

③ 委員紹介

○司会 続きまして、本日の委員の出席者のご紹介をさせていただきます。

資料2の規約(案)肱川流域委員会名簿順に従って紹介させていただきます。

松山東雲女子大学人文学部教授〇〇〇〇様、愛媛大学工学部助教授〇〇〇〇様、愛媛大学農学部教授〇〇〇〇様、愛媛大学工学部長〇〇〇〇様、元大洲市立博物館長〇〇〇〇様、大洲市長〇〇〇〇様、長浜町長〇〇〇〇様、内子町助役〇〇〇〇様、五十崎町長〇〇〇〇様、肱川町長〇〇〇〇様、河辺村長〇〇〇〇様、野村町長〇〇〇〇様。

なお、本日は、〇〇〇〇様、〇〇〇〇様2名は所用によりご欠席でございます。

以上、14名を肱川流域委員会の委員としております。

④ 設立主旨

○司会 続きまして、設立主旨について事務局よりご説明いたします。

○事務局 事務局の四国地方整備局河川調査官〇〇でございます。

それでは資料-1、皆様のお手元に配付しております資料-1、肱川流域委員会設立主旨、これにつきましては読まさせていただきます。

肱川は、上中流部には宇和、野村、大洲の各盆地が開け、下流部では両岸に山脚が迫る狭隘な地形で平地が少ないという全国でも珍しい流域を形成している河川です。その地形的特性等から治水対策が難しく、たびたび洪水による浸水被害を被ってきました。これまでも鹿野川ダム、野村ダムの建設や激甚災害対策等の治水事業を行ってきましたが、未だ治水安全度は1/15と低い状況にあります。また、近年、肱川の水量は低下傾向、生活排水等により水質は悪化傾向にあり、貴重な自然環境を提供している河川空間の保全とともに、かつてのような豊富で清冽な流れの復活が望まれています。

こうした中、肱川の河川整備のあり方に関連し山鳥坂ダムの建設の是非について様々な意見が出されてきました。中予分水の可否も含め、平成13年、14年と関係市町村や流域の方々とは60回にも及ぶ説明会や住民アンケートの実施など流域の方々との大きな議論を経た

のち、平成14年7月、肱川の今後の整備の方向性について、中予分水を除外した上で、戦後最大流量に対する安全の確保と清流の復活を目指すこととする再構築計画案として整理されました。

今般、肱川水系河川整備基本方針の決定を受けて、四国地方整備局及び愛媛県は、肱川の整備にかかるこれまでの議論の経緯を踏まえて、今後20年～30年間の肱川の整備内容を具体化する河川整備計画を検討することとしました。このため、河川整備に関する専門的知識を有する学識経験者や地域整備に携わってこられた流域自治体関係者の方々から意見を聴くことを目的として「肱川流域委員会」を設立します。

ありがとうございました。

⑤ 規約の制定

○司会 続きまして、次第の⑤規約の制定についてご審議頂きたいと思えます。

○事務局 それでは、また事務局からご説明させていただきます。資料-2をご覧ください。

肱川流域委員会規約（案）でございます。

これも読まさせていただきます。

(名称)

第1条 本会は、「肱川流域委員会」（以下「委員会」という。）と称す。

(目的)

第2条 委員会は、河川法第16条の2第3項に規定する主旨に基づき、河川管理者が策定する肱川水系河川整備計画の案について意見を述べるとともに、事業の実施のフォローアップにあたり助言を述べるとを目的とする。

(委員会の委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

2 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 委員長に事故あるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 関係自治体の代表者の委員に事故があるときは、当該委員は指名する者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、四国地方整備局河川部及び愛媛県土木部に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(附則)

この規約は平成15年10月 日より施行する。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○司会 ただ今の提案につきまして、何かご意見等ございましたら委員の皆様よろしくお願ひいたします。

特に、意見はないようですので、この規約案を成案とさせていただきます。

⑥委員長選出

○司会 続きまして、この規約の第4条に基づきまして、委員長は、委員の互選によってこれを定めるとありますので、その辺をご審議お願ひいたします。

はい、どうぞ。

○委員 川に関することでございますので、委員長さんに河川工学を専攻されている〇〇先生にお願ひしたらと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との発言有り) (拍手)

○司会 はい、ありがとうございました。

それでは、本流域委員会の委員長は、愛媛大学工学部長の〇〇教授にお願ひいたしたいと思ひます。

また、ここで規約の第4条の3に、委員長に事故あるときは、当該委員に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理するとございますので、○

○委員長、代理する者のご指名をよろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは僭越でございますが、代理は土木工学を専攻されている方がよろしいかと思ひますので、〇〇委員にお願ひいたしたいと思ひます。

先生よろしくお願ひいたします。

○司会 各委員の皆様よろしいでしょうか。

(拍手多数)

⑦ 委員長あいさつ

○司会 それでは、○○委員長、真ん中の委員長席の方にご移動をお願いいたします。

(○○委員長、委員長席に着く)

○司会 それでは、○○委員長ごあいさつをお願いいたします。

○委員長 僭越ではございますけれども、ご指名でございますのでこの当流域委員会の進行役を務めさせて頂きたいと思っております。

どの河川でも一緒でございますけれども、流域の住民の方々の河川に対する期待というのは、大きく分けて治水機能と利水機能、それから環境、河川空間を生態系保全のために使いたいという環境機能と3つに大きく分けられるかと思っております。しかし、河川というのは、流域に非常に密接にかかわっておりまして、どういふものを流域住民が期待しているかというのは、各流域で全く違う訳でございます。日本中探しても肱川と同じ河川はない訳でございます。流域自体でその河川をどうしていくかという知恵を、みんなで出して河川整備のあり方を考えていく必要がある、こういうことでございます。例えば、松山の重信川流域なんかは水が足りないということで、洪水とか環境とかも非常に重要ですが、住民の水辺開発、利水というものの要望が非常に高い訳でありまして、また淀川河口をはじめとする大都市の河川で、周辺がほとんど市街化しているような河川では、唯一河川空間が生態系保全の場として残っているということで、非常に環境を重視すると、そういう要望が高い訳です。

肱川を見ますと、先ほどいろいろご説明がございましたように、地形が長浜の方で、むしろ河口の方で非常に狭くなっているということで、大洲平野に非常に水が集中してくるという特異な河川でございます。この流域では四国のどの河川、あるいは全国的な治水レベルを見ても、非常に治水が遅れている。ここの肱川流域では治水対策というのは河川整備の基本になる。こういうふうにご考えてございます。もちろん治水対策、それから鵜飼い等、夏場のきれいな水を確保するという大きな周辺の住民の方々の肱川に対する期待、そういうところが肱川の流域の特徴としてありますが、治水を何とかするということが、この委員会を中心議題になるんではないかと思っております。先ほど申しましたように、四国中の河川を見ても、あるいは全国的に見ても、治水事業が非常に遅れているということがあり、肱川のこの20~30年間に整備することの中心課題が治水だろうということで、堤防整備、あるいはダムも入っているかとは思いますが、そういうものについて真剣に考えて

こられており、再構築計画案とかいろいろな議論もなされて、議論が煮詰まってる状態になっていると思いますが、この委員会では学術的な側面と、それから正に地方自治の行政的側面から、公平・中立の立場から、本当にこの肱川の整備計画をどういうふうに進めるかというものを、委員の皆様真剣に議論して頂ければと考えておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきましては、〇〇委員長の方で進行の方をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

⑧ 議 事

- 1) 委員会の公開について
- 2) 肱川の現状と課題について
- 3) その他

○委員長 それでは、早速議事に入りますが、座って議事進行を務めさせて頂きたいと思えます。

本日は、事務局で議事次第を用意されておりますので、それによりまして議事を進めたいと思っております。

まず、議事の1でございます。委員会の公開についてということで、これは肱川流域委員会の会議、会議資料、議事録等の情報を公開するかどうかという審議をお願いするものでございます。とりあえず、本日のこの委員会は公開について各委員の事前了解を頂いておると聞いておまして、非常に多くの方が傍聴して頂いている訳ですけれども、本日公開となっておりますこのことの、確認を含めて、委員会の公開について事務局よりご提案をお願いしたいと思います。

○事務局 事務局より説明いたします。

資料-3でございます。

肱川流域委員会の情報公開について(案)でございますが、因みにこの情報公開につきましては、先ほどの規約、お認め頂きました規約、資料-2のその8条に、この規約に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定めるとございまして、これによることを申し添えます。それから申し遅れましたが、先ほどの資料-2の規約の案をとらさせて頂きまして、また附則平成15年10月空欄となっておりますが、本日の31日より施行ということにさせて頂きたいと思えます。

それでは、資料－３に戻ります。資料－３を読まさせていただきます。

肱川流域委員会の情報公開について（案）

1. 会議の公開

委員会の会議は、原則として公開とする。

ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

なお、傍聴にあっては別途定める傍聴要領に従うものとする。

2. 会議資料の公開

会議にて配付した資料は、「会議の公開」に準じて、事務局において公開する。その方法は、原則として閲覧及びホームページ公開とする。

閲覧場所、国土交通省大洲河川国道事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所、肱川防災ステーション、愛媛県大洲土木事務所、鹿野川ダム管理事務所。

その他、賛同を得られた関係市町村役場等。

ホームページ、国土交通省大洲河川国道事務所ホームページ、山鳥坂ダム工事事務所ホームページ、野村ダム管理所ホームページ、愛媛県ホームページ。

3. 会議内容の広報

①議事概要

委員会での議事内容については、会議終了後、事務局にて速やかに概要をとりまとめ、委員長の承諾を得て、肱川流域委員会ニュース（仮称）として関係地域住民に配布する。

②議事録

会議終了後、事務局にて速やかに発言の内容をとりまとめ、各委員の確認を得た後、会議資料の公開に準じて公開する。

続きまして2ページ目をおめくり頂けますでしょうか。

肱川流域委員会傍聴要領（案）でございます。

先ほど、〇〇委員長からご紹介がありましたが、今回は事前に先生方にご了解を頂きまして、会議が公開ということで事務局からのお願いということで、既に一般の方には傍聴のお願いをお配りしているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで改めまして、傍聴要領についてご審議頂きたいと思っております。

（主旨）

この要領は肱川流域委員会（以下「委員会」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

（傍聴）

1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用下さい。

2) 傍聴席については可能な限り確保するものとしませんが、会場の都合により、満席と

なった場合は入室を制限することがありますので、ご了承下さい。

3) 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守してください。

①会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。

②発言、私語、談論などをしないこと。

③プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。

④携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。

⑤みだりに傍聴者席を離れないこと。

⑥前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨げとなるような行為を行わないこと。

4) 委員長は、傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。

5) 会議の非公開の決議があった時又は委員長が退室を指示したときは、速やかに退室してください。

6) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。

以上でございます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○委員長 はい、どうもありがとうございました。

ただ今の、この肱川流域委員会の情報公開についてのご提案につきまして、何かご意見等ございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

特にございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 はい、どうもありがとうございました。

特にご意見がないようでございますので、委員会は今後も原則公開としたいと思います。また、会議資料、議事録の公開及び傍聴要領も事務局案を成案といたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局 ありがとうございました。

○委員長 それでは続きまして、議事の2でございます。

肱川の現状と課題についてということで、資料を用意されているようでございますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 では事務局から説明させていただきます。

ただ今から内容の話になりまして、パワーポイントを使いましてご説明させていただきます。

《パワーポイントにより説明》

それでは、初めに、これまでの主な経緯と再構築計画案についてご紹介させていただきます。それから申し訳ございません、会場の都合でこちらにスクリーンがございまして、見にくい方いらっしゃるかと思いますが、ご容赦願ひしたいと思います。

それでは、おさらいの意味も込めまして、これまでの主な経緯をご紹介させていただきます。

と思います。

ちょっと字が小さいかもしれませんが、ご案内のとおり、肱川流域におきましては、山鳥坂ダム建設の問題、今まで大きな議論がございました。山鳥坂ダムの問題は、古くは昭和50年代から話題がございまして、何年間かいろんな議論がございまして、一つの転機といたしましては平成12年11月、四国地方整備局事業評価監視委員会で地域の要請を踏まえて計画の見直しが必要であるというご助言を頂きました。

そして、そのご意見を得て見直したものが、平成13年5月に私ども四国地方整備局からご提示いたしました肱川の治水・利水計画の見直し案で、これは私どもいわゆる見直し案と言っております。この見直し案といいますのが、山鳥坂ダムにつきましては肱川の治水・利水あるいは河川環境を優先に考えよう、そして中予分水についてはその余力として考えようというのが第一でございます。それにつきまして、この見直し案に対しまして流域の市町村からは、概ね妥当であるという回答を頂きました。

一方、平成13年11月、中予地区からは見直し案については困難であるという回答を頂きました。それを受けまして平成13年11月、今から2年前ですけれども、四国地方整備局事業評価監視委員会がございまして、ここでのご意見が、中予地区の新規用水の水源としての利水事業は除外、そして計画を再構築し、肱川流域の合意形成を図りたいというのが平成13年11月の四国地方整備局事業評価監視委員会でのご意見でございました。

この委員会でのご意見を踏まえ、平成14年の1月から再構築計画案の策定に向けて、住民の皆様にも様々な形でご協力とご支援賜りながらつくっていった訳でございます。

平成14年1月からニュースレターというものを流域の各戸に配布をさせて頂きましたし、平成14年3月には流域の皆様アンケートを実施し、そして、平成14年9月に再構築計画案の1次案を提示し、その1次案について平成14年5月から9月に住民説明会とか、公聴会とか実施、それから意見も募集し、流域の市町村の方々からも、この第1次案に対する意見・要望という形で回答を頂きました。

そして、皆様方から頂いた意見を取り入れることは取り入れ、修正をし、取り入れないものは、取り入れませんでしたという理由をつけて、再構築計画案として平成14年7月に流域の皆様へ再度提示をいたしました。因みに、本日皆様方には資料-4として再構築計画案、製本された冊子を配付させて頂いております。この再構築計画案につきまして、平成14年4月、関係6市町村議会において推進議決、あるいは流域の協議会からも回答という形を頂きました。

そして平成14年8月、昨年8月ですが、再度四国地方整備局事業評価監視委員会におきまして、この再構築計画案に基づいて事業を継続することは妥当であるという意見を頂きました。

先ほど申しました途中の経過で、ニュースレターというのがございました。特に流域の方々へは、昨年の1月から何十回か、最近もそうなんですが、ニュースレターとしてお配り

させて頂いているかと思えます。

昨年1月から3月において、ニュースレターを17回、A3版ですが、それを17回発行しております。計2万5千部でございます。肱川の紹介から治水の歴史、それから環境、いろんなテーマをニュースレターとしてまとめて、情報提供をさせて頂きました。このニュースレターの中でいろいろご紹介していった経過を経て、流域の皆さんにもアンケートを昨年の平成14年3月、2月にさせて頂きました。アンケートの結果はここに載せております。今後も洪水に対する安全性を高める必要があると思えますか、もちろん必要とおっしゃる方が、7割か8割ぐらいでしょうか。それから今後水量の回復が必要であると思えますか、必要の方が7割5分ぐらいですか。今後水質の改善が必要だと思えますか、イエスが80数%。安全・安心の確保や美しい肱川の実現はだれが行うべきと思えますかという質問に対し、行政の仕事であるが13%、この紫色が行政と住民で努力する、これが79%、行政と住民で努力すべきというのが皆様からのアンケートの主なお答えでございました。そのニュースレター、それからアンケートを得て、私ども最初に再構築計画案をまとめたのが、再構築計画案第1次案と称しておるものでございまして、平成14年5月13日に提示しました。その基本方針は安全・安心な肱川、清流肱川。当面、20年から30年で整備すべき目標を設定しております。そして、大きなこの目標の2つ、安全・安心の確保、そして清流の復活。

戦後最大洪水規模に対して安全・安心の確保を目指す。そして、かつてのようなきれいな流れ、自然な流れの回復を目指すというのが2つの大きな目的です。

そして、その目標達成するための手段として4つ提示させて頂きました。

結果としてダム案が最適。4つの案は治水の話ですが、1つ目が、堤防を横といたしますか住宅側に引く、これを引堤とっております。引堤をして川の断面を大きくすることで洪水を流すというやり方。

そして、2つ目が掘削、川の中を掘りまして深くして川の断面を大きくする。そして、遊水池案、どこか途中上流域に、洪水があったときに、水を氾濫させてしまうようなところをあえて設ける遊水池という案。そして、現在の鹿野川ダムの改造と、それから山鳥坂ダムの建設ということで、これにより上流で洪水のピーク流量をカットする、いわゆる洪水調節というんですが、という4つの案、この4つの案につきまして、先ほどの2つの目的、安全・安心の確保、清流の復活、その2つの目的が果たせるものとして、私どもはダム案が最適という案で提示をさせて頂きました。この案で、昨年の5月から6月にかけて長浜町、大洲市、肱川町、河辺村、この流域の4市町村で合計30地区、参加者計1,760名の参加を頂いた住民説明会をいたしました。

それから、流域の関係市町村議会にもそれぞれご説明をさせて頂きました。

それから、流域のいろんな団体、青年会議所だとか、森林組合の方ですとか、そういう各種団体の方に概要報告を行いました。例えばこれが地区説明会の模様でございます。

また、公聴会を開催いたしました。主催者は山鳥坂ダム建設対策協議会、平成14年6月11日に肱川町で実施されました。このとき公述人の申し出が43名、山鳥坂ダムあるいは再構築計画案についての賛成の方が32名、反対の方が10名、不明の方が1名の申し出でございまして、実際、公述頂いた方は賛成のご意見の方5名、反対のご意見の方5名、計10名。公聴会には関係者の方とか、一般の傍聴人合わせて200数10名において頂きました。

それと、その第1次案に対してもっと幅広くということで、はがきや事務所のホームページで意見を下さいということで、例えば、はがきも説明会場すべて、めばしい場所に配布しましたし、役所の窓口にも置いておきましたし、事務所のホームページにも掲載しました。はがきとホームページ、私どものホームページにお寄せ頂いた意見の総計は225件でございまして。このような、今までに頂いたご意見は、取り入れるものは取り入れて、取り入れられないものは理由を付して、取り入れられませんという理由もつけて、一緒に添付したんですが、そのときにできた成案、最終的に整理された再構築計画案、平成14年7月9日の中身はこのようなものです。

(1) 整備内容

1) 堤防等の河川改修を進め、無堤部や越流堤を解消。2) 山鳥坂ダムを建設。3) 鹿野川ダムは改造し、全て洪水調節と清流復活を目指すために使用。4) 鹿野川ダムのピーク立て発電を廃止。5) 鹿野川ダム・山鳥坂ダムは上流の野村ダムとともに一元的な管理を行い、最大限の効果を発揮。6) 貯水池水質保全対策を検討し、適正な対策を実施。

そして、その他、流域全体で負荷量の削減に努力。荒廃した森林を整備する。管理体制の充実、そして地元自治体の協力を得て、治水や河川環境に対して意識を啓発するというようなことも含まれたものが、再構築計画案としてまとまったものでございます。

というのが本日の資料-4でございます。

続きまして、肱川水系河川整備基本方針について簡単にご紹介させていただきます。

背景をちょっとご紹介いたしますと、河川法が平成9年に一部改正になりましたが、その改正で、これから一級河川、二級河川もそうなんです、河川整備の基本方針と河川整備計画を策定しなさいというふうになっています。平成9年の河川法の改正までは、工事実施基本計画というのがございまして、それがいわゆる河川工事のもととなるものでございますが、それに代わりまして河川の整備の基本方針となる計画をつくるということになりました。河川整備基本方針というものは、内容は長期的な計画、あるいは最終的な目標といえますか、かなり大がかりな話になってきますが、大きな目標があります。これについては基本方針案を策定した後に、社会資本整備審議会、これは東京でございまして、社会資本整備審議会の河川分科会で、ご審議頂きまして、ご意見を頂いて基本方針を決定することになっております。

続いて、基本方針ができれば今度は河川整備計画の策定が必要となりまして、今回の私どもが提示する河川整備計画の素案に対してご意見を頂こうということでございます。

基本方針に戻りますけれども、基本方針が今年10月の2日にでき上がりました。その前に今年の4月に肱川を今年基本方針を策定する川として河川分科会で紹介されまして、6月と7月河川分科会の中の検討小委員会でそれぞれ肱川の特長や課題、そして肱川水系の河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、河川整備の基本となる事項ということについてご審議頂きました。因みに、東京で開かれているこの検討小委員会では、肱川の審議のときに、肱川をよくご存じの2人の先生方にも審議に委員として参加頂きました。今日ここにいらっしやいます〇〇先生と〇〇先生には、検討小委員会の委員として審議頂きました。2回の小委員会の検討を経て今年10月に河川分科会で肱川水系河川整備基本方針というのが承認されて、同日付で国土交通大臣が策定という形になっております。

因みに、全国の河川整備基本方針策定状況なんですけど、平成9年に河川法が変わって、それから、その後河川整備基本方針というのを策定しなさいというふうになってはいますが、全国にある一級河川の109水系のうち、現在は、その内の20水系で基本方針が策定された。四国では肱川が一番最初、四国に一級水系8つあるんですけども、8つの中で初めて河川整備基本方針が策定されました。因みに、また本日の資料-5に基本方針のコピーを配付させて頂いております。

資料-5の基本方針の中身は、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、それから河川の整備の基本となるべき事項ということが記載されています。ここで、パワーポイント画面で説明しているのは、河川の整備に基本となるべき事項の図の基本高水並びにその河道及び洪水調整施設への配分に関する事項、基本高水は昭和55年7月洪水、平成2年9月洪水、平成7年7月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準点大洲において6,300立方メートル毎秒とし、流域内の洪水調節施設で1,600立方メートル毎秒を調節し、河道への配分流量を4,700立方メートル毎秒とする。

基本高水という言葉は、専門用語になるんですけど、上流側にダムや貯水池、遊水池が何もない場合で大きな雨が降ったときに、大洲地点でどのくらいの流量が流れるのかという想定があって6,300トン、それをこの基本方針の中では、洪水調節施設によって1,600トン上流でカットする。従いまして、カットした後の川の中の水、河道への配分流量が6,300トン引く1,600トンの4,700トンという数字になっております。因みにその4,700トンというのが大洲地点でございまして、あと河川の整備をすることの基本となる計画高水の流量配分という絵がこれでございます。矢落川からも何がしかの流量がありまして、五郎の地点では4,700トンが5,000トンという数字になるということも基本方針で決められております。

一方、もう一つの流水の正常な機能を維持するために必要な流量について、これは私も正常流量とっておりますが、流水の正常な機能を維持するのに必要な流量、これについても定めております。

大洲地点から下流における既得水利としては、農業用水として約1.4立方メートル毎秒、上水道用水等として約0.2立方メートル毎秒の合計約1.6立方メートル毎秒である。これに

対して、大洲地点における過去43カ年（昭和34年から平成13年）の平均濁水流量は約5.9立方メートル毎秒、平均低水流量は約11.7立方メートル毎秒である。

大洲地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水の現況、動植物の保護、景観等を考慮して、概ね6.5立方メートル毎秒とし、ただし冬期においては概ね5.5立方メートル毎秒とする。

これが正常流量として、今の方針として基本方針の中で定めたものでございます。

以上が基本方針、私どもが河川の治水や利水、環境を考えるとときに基本的に考えることとございまして、今度は肱川水系の河川整備計画をこれから策定しよう、していこうということとでございます。

先ほどもご説明しましたが、四国地方整備局と愛媛県が事務局ですけれども、河川管理者である四国地方整備局と愛媛県が共同で今回の河川整備計画素案をつくります。この素案に対しまして、肱川流域委員会で意見を頂きたいと思えます。この流域委員会というのは河川法第16条の2第3項に、必要に応じて河川に関し学識経験を有する者の意見を聞かなければならないという記述があり、これに基づいたものです。今回の肱川流域委員会は、肱川の状況にお詳しいさまざまな分野の学識経験の方、あるいは地方行政の経験を有している方、その方々からなる委員会として設置をさせて頂いた。それは先ほどの主旨等にも書いてございます。

一方、河川法第16条の2第4項に、必要に応じて公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないという規定もございまして、この規定に基づきまして、私ども事務局としては、例えば説明会だとか、公聴会だとか、あるいはハガキ、インターネットだとかいうような、いろいろな手段で関係住民の皆様の幅広いご意見をお伺いします。その流域委員会の学識経験者、それから地方自治の有識者の方々からの公平・中立な意見とともに、住民の皆様からも別途説明会、公聴会などで意見を聴き、その意見を聴いて素案を修正して河川整備計画の原案をつくるという段取りでございまして、この原案に対しては、また関係の知事さんのご意見を聞いて決定という流れになります。

河川法の附則の政令に、河川整備計画ではこういうことを書きなさいという定めがございまして、河川整備計画の目標に関する事項、そして河川の整備の実施に関する事項、河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要、河川の維持の目的、種類及び施行の場所、これらの事項については、素案をつかった段階でまた皆様方に提示してご意見を頂くという経過になるかと思えます。

以上が、今までのこれまでの主な経緯、それから再構築計画案、そして基本方針、それから河川整備計画の今後の目的ということとご報告させて頂きました。

ありがとうございました。

○委員長 どうもありがとうございました。

これまでの山鳥坂ダムをめぐる経緯だとか、再構築計画案の概要、それから肱川水系河川整備基本方針、あるいは、河川整備計画がどういう手順で基本という整備計画が立てられるとかいうご説明でございますけれども、ただ今のご説明につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 ただ今の説明をお聞きしていると、2つの流れがあるようなんですが、1つは山鳥坂ダム関連で、いわゆる再構築計画案なるものがあると。それから一方で、肱川水系河川整備基本方針から、さらにそれを具体化していく河川整備計画、それはこれから考えていくものでしょうけど。そうしたときに、いわゆる再構築計画案というものは、今後出てくるであろう河川整備計画案の中に、かなり盛り込まれてくるものと考えてよろしいでしょうか。

○事務局 はい、再構築計画案の冊子をご覧になって頂ければ、その中身も今後20～30年で整備すべき目標などが書いてあります。河川整備計画、今回肱川で河川整備計画で策定する部分の多くは、この再構築計画案をベースとしたような計画案になろうかと思えます。ただ、この再構築計画案はどちらかといいますと、上流の山鳥坂ダムの問題が主でございましたけれども、河川整備計画におきましては、上流のダムだけではなく、河川の下流域と、例えば大洲市、あるいは長浜町のあたりの河川の整備についてもどうしていくかというのを具体的に、これから整備計画の案として提示させて頂く予定で考えております。

○委員 わかりました。

○委員長 その他ございませんでしょうか。

傍聴の方も沢山おられますけども、忌憚のないご意見、何でも結構ですので。

はい、どうぞ。

○委員 先ほど再構築計画案を今後の整備計画にどう反映されるかというお話がございました。私も流域自治体といたしまして、山鳥坂ダム建設分水問題に端を発しまして、流域でいろいろと議論をしてきた訳でございます。いろいろと山鳥坂ダム分水問題で勉強する中で、肱川、あるいは流域が抱える課題というもの、こういう課題を抱えているところを、ある程度認識し、多くのいろいろ経緯がありましたけれども、その上で再構築計画案の流域として了解をしたという経緯があります。

今後、私もとしましては、やはり肱川ないし流域が抱える課題を、これから20年30年かけてどうやって安全で安心で清流な肱川を取り戻すかという目標に向かって、やっていけるような内容の計画にして欲しいという、私個人としての期待感があります。そういう中で再構築計画案のベースというものが、大事になってくるんじゃないかなという感じがいたしております。

○委員長 はい、ありがとうございました。

今後原案が出た段階で、実質的な審議をここで進めたいと思いますのでよろしくお願い

いたします。

今、〇〇委員の方からありましたように、肱川の現状と課題というのは、やっぱりもう一度復習といえますか、皆さんご存じの方も多岐にわたりますが、一応復習しておく必要があるのではないかと思っておりますので、肱川の現状と課題と河川整備計画策定時に整理すべきと考えられます課題ですね、これについて事務局よりもう一度ご説明頂きますでしょうか。

○事務局 はい、それでは肱川の現状と課題について、これから大洲河川国道事務所長の〇〇がご説明いたします。

その前に1つだけ、先ほど私の説明でちょっと漏れておりまして、大変失礼いたしました。今〇〇委員さんのご指摘なんです、去年のニューズレターあるいはアンケートという時期に前後いたしまして、流域からは肱川のあるべき姿と課題ということで冊子をまとめて頂きました。その肱川のあるべき姿と課題という中で、やはり2つ大きな事項がございまして、安全・安心の確保と清流の復活という、流域の協議会である程度まとめられた事項も含めた上で、私どもが再構築計画案という案をつくらせて頂きましたということをつけ加えさせていただきます。失礼いたしました。

《パワーポイントにより説明》

○事務局 それでは、大洲河川国道事務所長〇〇でございます。ただ今から、肱川水系の特徴と課題、資料-6というA4縦の資料がございます。これに基づいて、前段を説明させていただきます。

まず、肱川水系の特徴と課題でございます。

整備計画をこれからつくっていくに当たりまして、まず現状と課題、今何が問題なのかというのを説明させていただきます。

次に、それを受けて、どんな形で整備計画をつくっていくのかということの説明させていただきます。

まず、資料-6の最初に、難しい治水対策と書いて4つ点が打ってございます。

まず1つ目、下流部は兩岸とも山脚が迫り、狭隘な地形で平地がないと書いてございます。ここが長浜の河口です。そして約14キロ上がりまして、ここがJRの五郎の駅です。この14キロ間、見て頂きますように、肱川の兩岸に大変険しい山が迫っています。この山はずっと西の方にいくと、日本で一番長い佐田岬半島につながり、東の方は四国山地につながっていきます。全国でもまれなぐらい一番下流に山が川まで迫っております。これは非常に水が流れにくい、川が広がりにくいという大きな肱川の治水上の問題を示しております。

それから、肱川の奥の一番大きな大洲盆地には、大きな支川が3本集まってきます。まず下流から矢落川、そして久米川、嵩富川です。少し上に行きますと、一番大きな支川小田川も入ってきます。一番下流が兩岸が山が迫っていて、大きな支川が大洲盆地に集まっ

てきます。昔から大洲盆地はもともと大変に治水が難しい、水に浸かりやすい条件がございました。

次お願いします。

2つ目の難しい治水対策のところ、勾配が緩やかで洪水がはけにくいということがございます。県内の同じ国が管理しています松山を流れる重信川と比べて見ました。横軸は河口から見たところ、縦軸は川底の標高です。肱川と重信川ではこれだけ違います。肱川で河口から約15キロ上がった五郎の駅、あのあたりで標高が10メートルしかございません。15キロ上がって10メートルしかない、先ほどの一番河口に山が迫って水がはけにくい、大洲盆地に水が集まってくるとあわせて考えて頂きますと、もともと非常に治水が難しい川でございます。

次お願いします。

次に、2つ目のポチです。中上流に盆地が開け人口集積が高いということが書いてございます。

これは人工衛星で撮った写真です。ここが肱川の河口長浜です。ずっと上がってきますとここが大洲盆地、今私どもはこのあたりにおります。さらに上に行きますと、支川の小田川で、内子、五十崎の大きな平地、そして鹿野川ダムの上に野村町の中心、最上流は宇和盆地、非常に大きな盆地があります。上流に平らかな盆地が沢山あって人が沢山住んでいます。そして、いろんな産業活動が行われています。治水上も難しいですし、そこから出てくる生活排水をはじめとして、いろんな汚れがこの野村ダム、鹿野川ダムのアオコに代表される水質上の問題を起こしています。

次、お願いします。

3つ目のポチです。中流部では河川沿いに市街地が近接と書いてございます。

山が川に迫っていて、人間が住める平地が非常に少ないという中で、川に接して人々が住んでいます。これは大洲の中心市街地です。これが大洲城です。こちらが下流側、こちらが上流側、これが市役所です。真ん中の橋が国道56号の肱川橋です。肱川の左岸側、見て頂くように、大洲の中心市街地はびっしりと川沿いに家が張りついています。大きく撮ったのがこの位置です。これは川の表から見ると非常にきれいな武家屋敷風の塀になっていますが、裏側はこんな殺風景なコンクリートの堤防です。全国で一番大きなコンクリートの堤防がここにあります。堤防というのは、本来は土でつくって、川と人との距離をうんと短くしたいという思いのもの、しかしそんなことを大洲でしてしまうと、長浜でしてしまうと、人間の住むところがなくなります。苦肉の策として、この流域に住まわれている方はこういう形で治水を行ってきました。

次お願いします。

平成7年に大きな洪水被害を受けました。これを受けて、激特事業を実施し、12年に終わりました。しかし、激特事業が完了しても、治水の安全度はまだまだ十分ではございま

せん。平成7年の7月と同じ雨が降ったときには、溢れずに河口まで流せるような整備は終わりました。しかし、まだまだ残っているものは沢山ございます。この辺を見て頂きたいと思います。これは長浜の河口、ずうっと上がってきてこちらが矢落川、肱川本川を上がってきて大洲の市役所がここ、東大洲がこの位置。川沿いに色がついてございます。黒い色がついているのが既に堤防が完成しているところ、この大洲の中心市街地、そして、中村地区から東大洲にかけて五郎、矢落川、こういったところは完成しています。また、赤く塗っているところ、こういったところは激特事業で堤防を完成させました。しかし、緑のところ、これは右側の写真にありますように、完成堤の高さからわざと一部低くしております。これは暫定堤と言われてはいますが、これは何でこんなことをしているかという、ここを上まで堤防をつくってしまうと、大きな出水がきたときに、まだ堤防ができてないこの白い部分、下流の長浜、そして大和郷地区、こういったところで今まで上流で溢れていた水が溢れなくなって、下で全部溢れてしまう訳です。治水事業をするに当たって、自分のところの地先だけの堤防をつくっていくというやり方は、もうしてはならないと思う。地域で議論をして頂いて、合意を頂いた方法で、こうしてわざと低くして暫定堤をつくっていく。また暫定堤、緑の場所が全部で6カ所あります。中には東大洲や白滝のように、中心部が市街地になっているところもあります。こういったところ、そして下流の堤防が全くないところ、こういったところの対策を早くしなければいけません。

次お願いします。

資料-6、2つ目の黒丸です。

河川空間の利活用と豊かな自然環境という名前がついています。非常に治水上難しい川ではございますが、河川空間、河川と人とのかわりが非常に沢山ございます。1年間の主立った行事だけ紹介させていただきます。1月の年が明けると1月の終わり、この時期でスジアオノリとりが始まる。そして、年明けてこの大洲では肱川橋のすぐ上のナゲで寒中水泳大会が行われ、また春になると、河川全域でカヌーの利用が始まりますし、6月1日からは日本三大鵜飼いに数えられる鵜飼いが始まる。また夏になりますと、大きなものだけでも大洲で3カ所、長浜で1カ所、7月から8月にかけて非常に大きな花火大会がある。また、8月の終わりには、いもたきが始まる。また真夏には大洲の河原でジュニアトライアスロン大会、これは全国規模の大会です。一部外国からも見えるこういった活動が行われている。そして11月3日、間もなく河原で大洲で、年を通して一番大きなお祭り、大洲祭りが行われる。治水上は大変難しい川ですが、河川空間を利用してさまざまな形で今まで河川との関係を保ってきました。

次お願いします。

次が、多くの水防林が河畔林として残っている、そして多様な動植物が肱川の川には今も生きている。有名なものだけではございません、ほとんどの方ご存じないと思いますが、もう今にも滅びてしまいそうな環境庁のレッドデータブックに載っているようなものが

幾つも肱川にはございます。例えばハマサジ、これは塩水と川の水が混じる塩分が少しだけあるところにだけ生える藻、これは長浜の河口、大和橋を中心とした地域に今も残っております。また、マイズルテンナンショウ、これは肱川の水防林の深い森の中に今も残っています。日が沢山当たるようなところになると枯れてしまうそうです。肱川には、有名ではありませんが、いろんなこういった貴重な生き物が今も残っています。しかし治水を進めていきたい、私たちは人か自然かではなくて、人も自然も共生できるような形で治水を進めていきたいと思っております。

次お願いします。

資料-6の3つ目の黒い丸。

水環境の改善。流域の負荷量の増加、野村・鹿野川ダム湖ではアオコが発生しているという問題が起きています。

まず、肱川の水質の状況を説明させていただきます。

これが河口です。このあたりが大洲です。そしてこれが鹿野川ダム、これ野村町の中心市街地、野村ダム、そして宇和町とある。こちらは内子・五十崎の方で、流域の中で幾つか水質を測っている場所がございます。これは水質がどれくらい汚れていったかのグラフです。横軸が昭和54年度から平成14年まで、縦軸は水の汚れぐあいです。肱川の環境基準はこの2というあたり、この2というあたりを年間大体4分の3の期間が2を下回るようにしたいんですが、見て頂くと、近年一番下流の生々橋、これは肱川と矢落川が合流しているところ。そして大洲市の中心部の肱川橋、そして一番上流の宇和町の下宇和橋、国道56号が肱川を渡るところ、どこでも見て頂くと、年によってでこぼこはありますが、この20年間水質が少しずつ悪くなってきている。

次お願いします。

そして、野村ダム、鹿野川ダム湖ではアオコが発生しています。これは鹿野川ダムのアオコでございます。このような状態になっています。先立っては、愛媛新聞でも野村ダムのアオコの問題について大きく報道をしていました。じゃあ、何でこんなことが起こっているのか。

次お願いします。

水の汚れの原因は、私の家も含めて一軒一軒の家から出てくる生活排水、あるいは工業排水、あるいは畜産・農業排水といったもの。肱川では下水道、浄化槽の整備率が全国平均の約3分の1しか今もございません。愛媛県平均の約半分です。平成12年度末で全国では71%まで下水道、浄化槽の整備が進みました。県では48%です。しかし、私たちの肱川水系では、23%です。4軒に1軒の家しかちゃんとした生活排水の処理がされていません。し尿以外は垂れ流しで結局肱川に入っていく、これが今日の状況を招いている。昭和30年代、そして平成10年、将来どれくらい水がきれいになるかを考えてみました。縦軸は1年間にどれくらいの汚れたものが川に入っていくかです。昭和30年代、年間で約3,360トンの

いろいろな汚濁物質が川に入っていました。一番大きなのは生活系、ピンク色の部分です。そして次が自然系。平成10年になりますと、これはうんと膨らんでいきます。4,790トンにまで上がってきています。川にはもともと自分できれいになる力があります。3,000トンぐらいまでの量であれば、川の生き物にとって汚れというのは逆に考えれば栄養です。生き物が生きていくために使われていく訳です。しかし、昭和30年代から今日まで生活レベルが上がっているような汚水が出るようになりました。その部分が肱川の自然浄化能力を超えています。そのために近年のように川の水質は少しずつ悪くなります。石の表面には細かいごみがつき、そしてダムではアオコが出るというような状況になっています。これに対して流域の中の12の市町村すべてで清流保全条例をつくって頂きました。

また、12の市町村、国、県それぞれの部局が、平成30年までに何をどれだけやるということを決めて、それを公表しております。平成30年、今のペースで頑張ると、大体3,700トンぐらいまで減らせられる。しかし、昭和30年代までにはもっと頑張らなければいけません。これは行政だけで頑張れる問題ではない、地域の方にも一緒に努力して頂きたいということで、民間団体の方も含めていろいろな取り組みをして、今まで下水の整備が遅れていたりして、どんどん悪くなっていましたが、少しずつ良くなっていったと思っています。

次お願いします。

水質ともう一つあわせて肱川の問題で、普段の水の量が減ってきています、縦軸が大洲の肱川橋での流量、昭和35年から10年間見ると、平均して大体22、3、4トンありました。これは44年からの10年間、55年からの10年間、平成に入ってから10年間、10年単位で見ると、見事に普段の川の水の量が減っています。いろいろな原因があると言われています。

1つは、流域の中で道路の舗装がどんどん進み、側溝はコンクリートでどんどん整備されいった。雨が降ったときにすぐ川に出てくるようになりました。

2つ目が、いろいろな理由から森林の手入れが十分にされていないところが沢山あります。降った雨がどんどん出てくるようになってしまいました。普段の川の水の量がこのように減ってきて、これに対しても対策は必要な訳でございます。

次お願いします。

次は、1日単位で見たときの水量も問題はあります。

鹿野川ダム発電放流により下流の流量が変動というのがございます。

これは、上のグラフは鹿野川ダム地点で縦軸は流量です。横軸は1日の時間帯、ここからここまでが1日です。鹿野川ダムが水力発電するときには、午後の時間帯に1日分まとめて出して水力発電をいたします。これが鹿野川ダムからずっと下流に下って、大洲の肱川橋までくるとどうなるかというと、このとんがった棒のようなものが崩れて、こういう大きな波になります。1日のうちで1回流量が非常に大きく増えてまた減る、また夜増えて

朝減るという状態になります。今の季節、朝、肱川橋から川を見て頂きたいと思います。何メートルか、常に水面がぬれた跡が残っています。砂利がぬれた跡が残っています。それは夜中に水位が上がって朝落ちていっている。1日のうちにこんなに水位が変動するのは生き物にとって非常に調子が悪い状況、こういったことを見直していかなければいけません。

次お願いします。

じゃあ、これからどういうふうに見直していくのかというお話を次にさせていただきます。

資料-7に、肱川整備の考え方（整備計画の骨子）という題をつけてございます。

これから、次回、第2回の委員会では、整備計画の素案をお示したいと考えておりますが、それをつくるに当たって、こんな考え方でよろしいでしょうかという説明を今からさせていただきます。

まず、理念です。

最小費用で早期に最大の効果が期待でき、かつ流域の住民の方の負担が少ない事業をやりたいと思います。維持管理を重視していきたいと。これはなぜかといいますと、今の日本の財政状況は、もうご案内のとおり非常に厳しいものがあります。右肩上がりの社会が終わり、少子・高齢化社会が進んでおり、これから治水事業をめぐる事情というのはますます厳しくなってくると思います。そういった中で、肱川はまだまだ治水上も環境上も問題点がある。一番少ないお金で一番早く、最大の効果が出るような事業の組み合わせをやっていきたいと思います。そのためには、今まで取り組みが不十分だというおしかりを受けてきた、維持管理についてももしっかりやっていきたいと思います。

次お願いします。

3つの方針を立てました。

1つ目が、人口、資産が集中した地域、具体的には東大洲等の地区になります。こういった地域に安全度を何よりも早く上げたいというのが1つです。

そして2つ目、上下流バランスを保った段階改修と再構築計画案、山鳥坂ダム、鹿野川ダムの改造が基本ということ。

そして3つ目、県と市町村の事業と連携して仕事を進めていきたいと思っています。

個別に説明させていただきます。

次お願いします。

まず、人口と資産の集中した地域の安全度を早期に上げるという考え方で、この東大洲地区、この地区は激特事業で低いながらも堤防ができました。平成12年7月には、松山自動車道のインターチェンジもできました。

現在、全国的に見ても非常に経済活動が活発に行われている地区です。53の事業所、企業が全く新たにこの地域に出店し、約800人の方の雇用が新規でこの地区で生まれています。日本全国非常に厳しい状況の中で、いろんな経済活動が活発に行われて、800名の方が新た

にここで仕事を得られて、関係しておられる方のことを考えると、相当沢山の方がこの東大洲地区の安全ということを話題にして暮らしを営んでおられる。何としてもこの地区の安全度を、どこの地区よりも先に上げていきたいというのが考え方です。そのためには、東大洲の越流堤を締めてしまえばいいのですが、そんなことをしたら下流の長浜、堤防が無駄な高さで大きな被害が起こる。現在、大きな洪水がきたときには、東大洲では溢れません。久米川でも溢れます。下流の八多喜でも溢れます。いろんなところで溢れ、長浜でも溢れるというやり方、上下流のバランスをとった改修をしていくと。大洲だけを閉めてしまうと溢れなくなった水が全部長浜で溢れてしまう。こういったことはやってはいけないと思いますし、また従来、流域でも議論して頂いた中で、合意が得られていると考えています。上下流のバランスを保った段階的な改修を30年間やっていきたいと思います。

次お願いします。

これは全部で6カ所ある暫定堤、先ほどお示したものと同じ、これは豊中地区でございいます。この堤防長浜の下流の地区からこれを上げていきたいと考えています。

また、堤防整備だけは下流、川が狭くて十分な堤防をつくる面積のないところでは、治水上の安全確保ができません。そういったところには上流で水をためる、鹿野川ダム、野村ダムいわゆる鹿野川ダムの改装、山鳥坂ダムの新設はどうしても必要だと考えています。

次お願いします。

肱川整備の考え方の方針の3つ目、県、市町の事業との連携をとっていく。

今まで、河川は河川、道路は道路、国は国、県は県、市町村は市町村、十分調整しないような事業が幾つかありました。こういったことを改めて、事業の時期を合わせて、一番少ないお金で一番早く、必要なものをつくりたいと思っています。例えばこれは東大洲地区、これはプラザホテルで、これは松下寿です。ここから向こう、この地区が暫定堤防で、大きな水が出るとここから水が溢れてくるんです。東大洲地区に溢れた水がすぐに襲いかからないようにするために、大洲市でここに市道をつくって頂きます。市道をつくと同時に、それを小さな堤防にして頂きます。そしてここに大きな樋門を今度国でつくる、市の事業と国の事業と一緒にやることによって、より少ないお金で早い時期に東大洲地区の安全度を少しでも上げたいと思っております。

また、下流の長浜でも同様のことをやります。町の区画整理事業、県の道路事業、そして国の堤防事業、地上げ事業、4つの事業を一緒にして、より安く早く効果を上げるようなことをしていきます。県、市、町の事業と一緒に連携して進めていく。

次お願いします。

資料-7の下の方に、具体的にどうしていくのかということをも4つ挙げています。

相対的に安全度の低い下流域、長浜の改修を最優先でやりたい。それを受けて東大洲を初め6カ所の越流堤のかさ上げをしたいと。

2つ目です。川の中の疎通能力、これは川の断面積です。洪水が流れる断面積を最も大

きくするために、河口でどんどん大きくなっている砂州を洪水のときに流れるような格好にしていこう。

また、河道、川の中にある森のようにになっている木をきちんと切っていきます。適正な管理と書いてあるのは、切る木は切ります。残さなきゃいけない木は残し、そして、残っている古い堤防、流れの邪魔になるものはどんどん切っていく。

4つ目です。一まとまりの地域が大雨が降ったとき、どれぐらいの水に浸かるのかという浸水の危険度、そしてどれぐらいの資産があるのかといったこと、下流河道の整備状況を見た上で、国として内水ポンプ場の整備をしていきたいと思っています。全部の地区はできません、しかし、資産が沢山集まっている東大洲や白滝、こういったところでは内水ポンプはつくってきたいと思っています。

そして一番下、水環境の改善は国もやります。しかし、流域全体の取り組みの中でやっていきたいと思っています。

次お願いします。

資料-7を1枚めくって頂きまして、肱川の整備計画策定時に整理すべき課題（案）ということで、それぞれの地区でどういう整備をしていきたいということを説明します。

次お願いします。

まず、整備計画で対象とする圏域です。

肱川の流域を写していますが、ここが長浜の河口です。これが東大洲、これが大洲市の中心部、これが矢落川で、こちらが内子・五十崎の中心部、この辺が野村町です。この赤く塗った部分、この部分が今回の整備計画の対象の圏域と考えております。この区域は国が管理している一番下流の部分と、鹿野川ダム、野村ダムそして河辺川に計画している山鳥坂ダム、こういったダムの効果がある部分、ダムをつくることによって効果がある分、堤防を小さくできる区域までを一連の地域として、今回の計画の区域にしたいと思っています。

次お願いします。

国土交通省と愛媛県でそれぞれ分担して仕事を進めていきます。今日私が説明させて頂きませんが、県とも既に調整は終わっております。代表して県の部分についても説明させて頂きます。

まず、国が整備する部分。

次お願いします。

流下能力向上対策。

大雨のときに川を流れる水が沢山流れるような対策をやっていきます。そのためには、暫定堤防、低くなっている堤防をかさ上げ、盛土による宅地のかさ上げ、こういったいろんなことをしていきます。しかし、基本は上下流バランスを保った改修です。

次お願いします。

これから各地区ごとに説明していきます。

昭和19年に建設省が肱川を管理して以来、初めてだと思います。流域全体を見渡して、それぞれの地区でどういう整備をしていくのかということは今から説明します。

まず、築堤、土でできた堤防で整備していく区域です。

長浜町の惣瀬地区、左岸側大和橋の上流です。土でつくった堤防をつくり、その上に県道載せていきます。道路と堤防を一緒につくる。

2つ目が大洲市の多田地区です。畑の前橋、五郎大橋から下流に少し行った左岸部です。この航空写真で見ると、この地区、この河畔林の右側の川に全く堤防がありません。この地区については土でつくった堤防をつくって上に県道載せます。

その次、阿蔵地区、久米川が本川に合流するところです。肱川本川に合流する部分については、国土交通省が土でつくった堤防をつくっていきます。しかし、ここは暫定堤防です。

東大洲地区や春賀、八多喜地区と同じように一定の高さで抑えます。大きな洪水がきたときに溢れるような堤防にしています。

次お願いします。

2つ目が特殊堤、今の大洲市内のように、コンクリートでつくった堤防で対応していく地区です。これは、土でできる堤防をつくると、市街地がなくなってしまうところから、幅の少ないコンクリート堤を例外的につくっていきます。

まず、1つが長浜町河口の右岸側仁久地区です。これは赤橋河口を左岸の上流から見えますが、この地区になります。長浜中学校を挟む前後の区間です。

現在、既に中学校の上流では、堤防を土の部分は整備し、一部コンクリートの堤防に入ってきています。この地区ここから下については、非常に市街地化しているのでコンクリートの特殊堤をつくっていきますが、その際、江湖の港、これです。この写真でいきますと、この位置になります。坂本龍馬が土佐から脱藩してきたとき、ここで海船に乗りかえて、周防の国へ脱藩したという歴史のないわれのある港で、この港については残したいと思います。コンクリートの堤防をつくって川幅を広げます。広げないといけません。しかしこの港はきちっと残したいと思います。それから大洲市に入りまして、玉川地区、五郎橋、新しい五郎橋を渡りまして左岸は上流にいったところです。酒屋さんの上のところです。この部分についても特殊堤をつくって、その上に大洲市道載せるような方法で堤防をつくりたいと思います。

また、一番上流、直轄区間の一番上流の如法寺区域、いもたき河原の右岸側です。帝京富士高校からいもたき河原の区間、この区間についても特殊堤をつくって守っていきたいと考えております。

次お願いします。

次が、県道改良と一緒に、さらにその特殊堤の上に県道載せる区間、本当に一番用地がないところです。河口長浜左岸側沖浦地区です。これはこの右側、すぐ右側が赤

橋、開閉橋になります。開閉橋から下を見ています。今こんな状態です。一車線しかありません。子供が沢山通学していますが、歩道もない区間があります。今すぐには川側に張り出し歩道をつくりませんが、いつまでもそんな状態ではいけません。堤防もないのでコンクリートの堤防を建てて、この上に県道を載せます。そして、川幅についても最小限広げさせて頂くようなことが必要になると思います。しかし、そのときに川の中に左岸側、船だまりがあります。プレジャーボート、遊漁船、こういったものを今沢山とめてあります。こういったものについても、洪水のときに流れの邪魔になります。これは除けて頂きたいと思います。しかし、今のプレジャーボート、遊漁船の昇降施設、使っておられるようなところについては何らかの代替措置を考えたいと思っています。肱川で一番難しいのが、河口長浜の狭くなっている部分です。この部分について、いかに洪水をちゃんと流すか、そのためにはこのあと説明しますが、砂州も適切に管理します。また、赤橋も少しだけかさ上げして流れやすくします。両岸も引いて頂く、いろんなことをしながら堤防をつくらさせて頂き、つぶれ地が最小限になるような形で改修を進めていく。

次に、長浜から少しいきまして小浦地区です。

この地区についても、コンクリートの特殊堤の上に県道を載せるような改良を考えています。また小長浜、加世地区、長浜町の右岸側、田淵川から下、上老松との間の地区、これらの地区についてもコンクリートの堤防の上に県道を載せるような改良を考えています。

次お願いします。

次に、コンクリートの堤防でもつくってしまうと、集落がなくなってしまうようなところ、そういったところは集落をそのまま盛土で宅地かさ上げするような事業で対応しています。今映っていますのは長浜町左岸側、これ大和川です。大和川が肱川本川に入ってくるこの地区です。この地区は集落をほぼそのままかさ上げする事業を始めました。去年の11月1日に起工式をやりまして、用地についてもほぼすべてご理解を頂いて、非常に順調に事業が進んでいます。今日見に行くとこれよりも事業が進んでいまして、新しいお家が沢山建っています。対岸の上老松についても同じような形で、仕事を進めていきたいと思っています。

次お願いします。

こうした特殊堤、あるいは宅地かさ上げ、あるいは土の堤防という形で下流の整備が終わって、下流が安全になった段階で、平成7年の激特事業で整備した一部が低くなっている暫定堤防、全部で6地区あります。下から、右岸側からいきます。長浜町の白滝地区、大洲市の八多喜地区、春賀地区、東大洲地区、左岸側下流からいきまして、豊中地区、大洲市に入って伊州子地区、この6カ所の暫定堤防をいずれも高くしていきたいと思っています。これを高く盛って行く工事は本当に簡単です。土を盛れば終わりです。だから下流の整備ができれば、もうすぐにも数カ月の単位でこういう点は整備できる。

次お願いします。

これは東大洲地区の堤防、ここ暫定堤防、どれぐらい高くしなければいけないかということを示しています。今現在の暫定堤防の高さです。洪水が川に流れてきます。これ身長180センチぐらいある大人です。そして、その上に余裕高としてさらにここまでの堤防を最終的には積みたいと考えています。何でこんなに沢山余裕高があるのかと思われるかもしれませんが、何千トンという洪水が流れるときに、見て頂ければわかりますが、大変に大きな波ができて流れます。ふろ桶の水のようなきれいな状態では流れません。大きな波ができます。これを全部流すためにこれだけの余裕高をとっています。これは肱川だけではなく、全国どこでもこういう考え方で対応しています。最終的にここまで堤防は必要になります。

次お願いします。

次に、堤防をつくるほかに、川の中で洪水のときに水が流れるのに障害になっている、平たく言えば邪魔になる橋が3つございます。長浜大橋、赤橋、この橋です。この橋は、今年の7月14日の大洲地区で1,000トンも流れない小さな洪水でもこういう状態です。大きな洪水がきたときに、橋桁に流木が引っかかって非常に危険な状態になります。しかし、この橋は国の文化財登録、文化財指定を受けております。肱川あらしの中の赤橋は、NHKの全国ネットで毎年放送されるような肱川を代表する景観になっています。川の流れの邪魔になってもこの橋はとってはいけなと考えています。このままの位置でかさ上げして、生かした形で残したいと。生かした形というのは、人も通るし、車も通るという形でできるだけ嵩上げ高を少なくして残していく。ほかに2つ邪魔になる橋があります。大和地区の大和橋、これも7月4日の洪水ですとこんな状態になります。両岸、左岸側の大和地区、現在ここでは宅地のかさ上げをやっています。右岸側の上老松地区でもやがて宅地のかさ上げをやらせて頂きたいと考えます。その時期と一緒にこの橋もかさ上げをしていきます。

次お願いします。

最後に残った障害になる橋は、JRの矢落川の橋です。矢落川が肱川本川に合流する五郎の駅前から、大洲市内側にちょっといったところです。この橋も邪魔になります。これも本来は、全部架け直せばいいんですが、今の鉄道の通っている本数なんかを考えたら、架け直すのがいいのか、あるいは両側に大洲の市街地から西大洲に抜けるところにあるような鉄の門、ああいったものをつけて洪水が市街地に入らないような対策がいいのか、それはこれから検討していきたいと思えます。この3つの橋が障害になっているので、これについても対策が必要になります。

次お願いします。

次に、内水対策、今までお話ししたような形で、大きな洪水が川から溢れることは防げます。しかし、洪水は川からだけ襲ってくる訳ではなくて、自分たちの地域に降った雨が川に流れなくなるため、内水、自分ところに降った水で浸かります。そういったところ、東京や大阪の低いところは大きな内水ポンプがついています。これからは、内水にどれぐ

らい浸かる危険度があるのか、土地利用状況、都市的な利用がされている、住宅がいっぱいある、あるいは内水被害、こういったことを踏まえて、東大洲地区と白滝地区等について内水対策が必要と考えております。

現在何をやっているかといいますと、うちの事務所にポンプ車がございます。1分間に150トン、小学校のプール、25メートル掛ける15メートルのプールの水を2分強で全部空にできるぐらいの大きなポンプ車があります。ポンプ車が全部で3台ありまして、そういったポンプ車を持って行って、東大洲の市街地の水をこちらに汲み出しています。これ平成11年、これは今年の8月14日の状況です。平成7年の大きな災害以降、余り大きな雨は降っていません。内水被害も余り出ていません。一部、もう肱川ではそんな被害は出ないんだと言っている方がおられますが、それは間違っている。被害が出ないのじゃなくて、大きな雨が降ってない。小さい雨が降ったときには、こういった形で対策を構じて被害が少なくなるようなことをしています。今年も現に大洲市内、東大洲地区の大洲医師会病院の前、あそこが一番低いんですが、現に市道の通行止めをしてもらいました。最小限の時間、最小限の範囲だったんで、ほとんどの方はお気づきじゃないかもしれませんが、今もそういう状態です。今回も計画の中で、内水対策についても位置付けていきたいと思っています。

次、お願いします。

ここからは維持管理の話です。

昨年度、再構築計画案の説明で、いろんな地区で説明をさせて頂いた時に、おしかりを受けました。山鳥坂ダム建設、堤防建設の前にやることがあるだろう、川の中をまずきれいにしろというおしかりを受けました。

まず、1つ目。これは今の大きな堤防で、こちらにあるのが昔の堤防です。昔の堤防があって、さらに大きな堤防ができてしまえばこの堤防、昔の堤防はもう邪魔物なんです。今までそのままにしてきました。どんどん今取っていつている、これは既に取り終わった状態です。白滝地区については、既に堤防を取り終わっております。ほかの地区についても、どんどんこういったように取っていきます。

次お願いします。

川の中に生えている木です。肱川の中には河畔林、非常にきれいな河畔林もありますが、手入れされずに森のようになっている状態が沢山ある。これ矢落川の去年の6月の段階で、川の中に大きな木が沢山ありました。大きな木が沢山生えてくると川の水も流れにくいし、上から流れてきたものが引っかかり危険です。矢落川の松ヶ花橋下流ですが、これ去年夏の間全部大きな木を切りました。今もさもさしているのは草です。大きな洪水のとき草は水に倒されてしまいます。そういったものはそのままになっていますが、大きな木は全部矢落川は切りました。一本だけ残っています。松ヶ花橋のすぐ上流、右岸側にご神木があります。それだけは残っています。

これから肱川の中で、本川を含めて、河道内の樹木を管理していきます。ただし、全部切るようなことは考えていません。河畔林の美しい景観として生き物への配慮を踏まえて、治水上邪魔になる、景観的にも余りよくない、こういったところについては切ります。治水上邪魔になるけど景観上残さなきゃいけない、そういったものについては移植していきます。あるいは移植できない、こういったものについては、大きな木だけを残して、残した大きな木については下枝を打ちます。洪水が流れきたときには、その下の方が幹だけ残ってすかさずになるようなことを考えています。例えば、若宮の防災センターの前、少しだけですが、木の下の方を切るようなことを試験的にやっています。そして、景観上も大事な、生態系上絶対残さなきゃいけない、こういったものについては、治水上支障のないようなものについてはそのまま残したいと思います。河道内の樹木の管理というのは、丸坊主にすることではなくて、残すところは残す、いじるところはいじる、さわらないところはさわらない、こういった川の景観と機能の中で整備していきたいと考えています。

次お願いします。

昨年度、おしかりを受けた3つ目の点は、河口の砂州です。これ航空写真、昭和42年の長浜の河口です。これが赤橋、これが長浜大橋、全く砂州がございませんでした。去年の2月の段階でここまで砂州が大きくなりました。砂州が大きくなった原因については、いろいろご指導を頂いておりますが、1つは、昭和40年代は川の中で砂利を採っていました。その砂利を採らなくなったことによって砂利がどんどん下流に流れてきたというのがあります。もう一つは、河口に大きな漁港、あるいは埋立地、いろんなものができて海の流れも変わってきています。肱川の河口で一番強い波は冬にこういう方向、北西方向から入ってきます。こういった波で砂州ができたというふうに言われています。これに対して、

次お願いします。

砂州を今全部切ってしまうと、塩水が上がって、長浜町の上水をとっているところに潮が入ってしまいます。だから、水の下、これは切れません。そこで、大きな洪水が流れてくる前に、砂州が流れるようなことにしています。こちらの絵です。砂州がここまでありました。去年の6月に満潮時には水に沈むけど、干潮時には水から出る部分、そういった部分の砂州を全部切りました。これはどういうことかという、洪水がきて流量がどんどん増えていったら、早い時期に砂州の上に水が乗って、砂州を流してやるようなことをしました。今年、その効果がちゃんと出ました。これ同じ位置から同じ潮の水位のときに撮っています。洪水になる前の状態です。上流から見て長浜大橋の左から一本目の橋桁のところで砂州がきています。8月14日の洪水の後です。これだけの部分の砂州がきれいに流れています。このときは、1,000トン強の洪水しかありませんでしたが、これぐらいで流れました。今もう一つやっているのは、ここに溝を掘っています。これです。もっと大きな洪水がきたら、次の段階でこの溝の上に水を流してやるんです。この写真ではここに草が生えていますが、草も全部今はとっています。少しでも早い時期に砂州の上に水を乗せて、

洪水のピークがくる前に砂州を流して開いてしまうようにすることです。これについては試験的にこういうことをしていますが、これからも少しでも効果があるようなことをどんどんしていきます。ダムをつくる、堤防をつくる、大規模な工事をするのも一生懸命やりますが、今ある施設を最大限使うような方法をどんどんやっていきます。

次お願いします。

伝統工法の管理ということです。肱川には江戸期以来残っている河畔林、そして全部で8カ所のナゲが残っています。このナゲは肱川橋の右岸側すぐ上のナゲで、1月の寒中水泳はここから始まります。こういった今も歴史と風土の中で残っているこういったものについては残したい訳です。河畔林についてもできるだけ残したい、きれいな形で残したいと思っています。しかし、治水上邪魔になるところは切らせてもらい。ナゲについても放ったらかしにされて、こんな形できれいに残ってないナゲが沢山あります。そういったものについてはちゃんと手を入れて、子供たちに肱川の歴史を教えられるような形で整備していきたいと思っています。

次お願いします。

水質改善。流域全体で下水路、浄化槽、そして畜産対策、工業排水対策をやって頂きます。しかし、河川管理者としてもやるべきことはやっていく。東大洲の航空写真、これが大洲・松山自動車道、大州インターです。今、この一番肱川で大きな平地、東大洲から新谷、徳森、中村に至るこの地区は、大洲市でも下水道を一生懸命やって頂いています。処理場が将来ここにできますが、下水道の処理場ができて、全面的な効果を発揮するまでまだ大分かかります。それまでの区間に、都谷川が矢落川に入る直前に小学校のプール大きくしたような施設をつくって、この中で、微生物の力で川の水をきれいにします。今肱川水系で一番汚い川は矢落川です。この原因はこの都谷川、これだけの地域の生活排水が入ってくる。生活排水が矢落川に入る前に、こういう施設できれいにしてやります。全国で数百の事例があって、最も効果を上げているタイプの施設をつくっていきます。流域の方々にもいろんな協力をして頂きますが、国、県としてやれるべきこともやっていきます。

次お願いします。

ここからは、県知事が管理されている区間。本川で行きますと、いもたき河原から上流。次お願いします。

国がやっているのと同じように、流下能力向上対策をしていきます。堤防を新たにつくる築堤、河道、川の底を掘るといったことをしていきます。全部で3カ所、これで説明をしていきます。

次お願いします。

まず、八多喜の清永川、これは現在、県道のあるいはJRの橋で工事をしているので、皆さんご存じかと思いますが、清永川については川床を掘る、そして堤防をつくるといった工事を今進めている、これも引き続き行っていきます。

次をお願いします。

次に久米川です。これは56号、肱川橋、これが大洲城、久米川がここからずっとこう流れてきて、ここで肱川本川に入っていきます。大洲の市民病院がここですが、今ここは全く堤防がないので、大きな洪水のときに本川の水がこっちに入ってきます。久米川の水も吐けにくくなります。直轄、国でこの部分については堤防をつくります。ここから上の部分については県でつくっていきます。

国と県で手分けして、久米川についても、概ね30年の整備計画が終わった段階では、戦後最大洪水が流れるような形にしていきます。

次をお願いします。

菅田地区、全部で11カ所あります。11カ所についてそれぞれの地区で久米川と同じような形で県で整備をしてもらいます。戦後最大洪水がきちんと30年後には流れるように整備をしていきます。

次をお願いします。

洪水調節施設、これは山鳥坂ダムと鹿野川ダムの改造、これについては、昨年ご議論を頂いて合意を頂いた再構築計画案と同様の形で進めていきます。そして、流域全体で森林を整備したい、あるいは上水、下水道整備をして頂くといった再構築計画案と同様の取り組みをして頂きたいと思っています。

次をお願いします。

こういった取り組みをすることで、概ね30年後には今回計画に入れているすべての地区で、戦後最大規模の洪水、昭和20年9月の洪水が安全に河口まで流れるような整備をしたいと思っています。概ね30年後には、戦後最大洪水対応、久米川、菅田地区も含めてきちんと整備したいと思っています。しかし、30年間、この間についてはそれぞれの地区で安全度については差が出てきます。最優先は長浜からやっていきます。そして次のタイミングで東大洲をはじめとする越流堤を上げていきます。同時に、久米川、菅田地区についても堤防をつくっていきます。

また、山鳥坂ダムの建設も進めていきます。途中段階では、それぞれの地区で安全度に差が出ますが、30年後には全地区において戦後最大洪水を流したいと思います。

昭和19年以降国で肱川を管理するようになりまして、初めて流域全体を見渡してそれぞれの地区でこういう整備をしていきたいということをご説明させて頂きました。

こういった、方向で次回、整備計画の素案をお示しするような作業をしていきたいと思いますが、あるいは流域全体から見ると間違っている部分、修正が必要な点があるかもしれません。そういったことをこれからご議論頂きたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

○委員長 はい、わかりやすい説明をどうもありがとうございました。

洪水というのは、何十年に一回くる訳で、洪水は忘れたところにやってくるということで

ございまして、なかなかそれに対して備えをするということは非常に難しいことですが、いろんなことをやっておく必要があるということが、今わかりだったかと思います。

これからの30年間、非常に厳しい今の国家の財政の中で大変に盛り沢山のことを、計画案の中に入れて頂くということでありまして、これが30年間でできるかどうかという問題は別にして、計画だけはきっちりしたものをつくっておいて、それに向かって地域が努力するという事になるかと思っています。

ただ今の肱川の現状と課題、これにつきましては皆さんよくご存じだと思いますけども、それに基づいて今整備計画策定時に整備すべきと考える課題についてご説明頂きました。本日は第1回ですのでご説明だけを聞いている訳なんですけども、次に、今のお考えのもとに素案が出てまいります。そういった時に、いろんな問題について議論をしていきたいと考えており、整備計画策定時に整備すべきと考える、あるいはこういう方向で整備計画を立ててみたいというご説明がございましたけれども、委員の先生方で、ただ今の説明について何かご意見等ございますでしょうか。

特にございませんか。

では、これは具体的に第2回に素案が出た段階で議論して頂ければいいと思いますので、本日は説明だけということになりましたけれども、現状の課題と、それから整備計画の策定の方針につきましては、一応ご承認頂いたものとさせて頂きたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題ですね、時間もそろそろまいったんですけども、その他、今までの審議の中でどのようなことでも結構ですので、何かございましたらご発言頂きたいと思っておりますけども。

事務局の方からも何かございますか。

○事務局 それでは、その他ということで、今後の予定なんですけど、第2回の予定はまた別途日程調整させて頂きます。また、先生方個別に日程の調整させて頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 はい、ありがとうございました。

第2回の予定、スケジュール案につきましては、委員の先生方非常にお忙しい方ばかりですので、今すぐここでは日程調整はできませんので、個別に調整して頂きますので、よろしくお願いいたします。

また、今後こういうことをやっていったらどうかとか、そういう特にご発言があれば最後にお聞きしたいと思いますんですけども、ございませんでしょうか。

はい、特にございませんでしょう、本日の審議はこれで終了したいと思います。

第1回ということで、まだ素案が出てまいりませんので実質審議できませんでしたが、第2回には素案に基づいて活発な審議をさせて頂きたいと思っております。

それでは司会を事務局の方にお返しいたします。

⑨ 閉 会

○司会 本日はどうもご審議誠にありがとうございました。

この後、記者会見を予定しております。記者会見会場は1階の方に構えておりますので、またこの後記者会見を行いたいと思います。

記者会見についてなんですが、基本的に記者会見ですので記者の方、マスコミの方だけに限らせて頂きます。

一般傍聴の方は、帰られるときに、皆さんが胸につけておられます傍聴のプレートをお返しの上ご帰宅ください。

それでは、以上をもちまして第1回の肱川流域委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。